



新宿区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、  
行政監査の結果に基づき区長等が講じた措置について別紙のとおり公表する。

平成27年9月16日

新宿区監査委員	山	岸	美佐子
同	猿	橋	敏雄
同	岩	田	一喜
同	中	村	真一





27 新総総総第 1587 号  
平成 27 年 9 月 11 日

新宿区監査委員 山 岸 美佐子 様  
同 猿 橋 敏 雄 様  
同 岩 田 一 喜 様  
同 中 村 しんいち 様

新宿区長 吉 住 健



行政監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 9 月 11 日付け 26 新監査第 312 号による「平成 26 年度行政監査（建物の保守・点検について）結果報告書」の中で意見を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



## 平成 26 年度行政監査（建物の保守・点検について）（平成 26 年 9 月）

### ■非常照明について

#### ・監査結果の内容

非常照明については、全体の約 6 割の建物で不具合があった。

非常照明は、火災や地震などの非常時に、最も大切な人の命を守り、安全に避難させるためのものである。

災害はいつ起きるかわからないことを考慮すると、早急に対応されることを望むものである。

今後は定期点検結果などを参考にし、常に非常照明の機能の維持を図られたい。

#### ・講じた措置の概要

不具合のあったすべての非常照明について、バッテリーの交換や点検ひもの取り付け等の対応を行った。

今後は、常に非常照明としての機能が維持されるよう、適切な維持・管理に努めるとともに、不具合が発生した場合は早急に改善を図っていく。

### ■消防用設備等について

#### ・監査結果の内容

消防用設備等については、8 建物で改善策が取られていなかった。

消防用設備等は火災時に、それぞれの役目に応じて人命を助けるものであることから、不良が発見された場合は速やかに対応することが必要である。

火災はいつ起きるかわからないことを考慮すると、早急に対応されることを望むものである。

#### ・講じた措置の概要

改善策が取られていなかった 8 建物の消防用設備等について、屋内消火栓設備の改修や自動火災報知設備の交換等の対応を行った。

今後は、常に消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能が維持されるよう、適切な維持・管理に努めるとともに、不良が発見された場合は早急に改善を図っていく。

### ■防火戸について

#### ・監査結果の内容

防火戸については、該当する 26 建物のうち約 6 割の建物で防火戸の閉鎖ができな

かった。

防火戸は火災が発生した際に火災や煙が他の階に及ばないように設置されたものであり、人命を守る重要な設備であることを理解して適正な管理に努められたい。

- ・ 講じた措置の概要

閉鎖ができなかったすべての防火戸について、くさび等の障害物を除去する等の対応を行った。

今後は、常に常時閉鎖若しくは作動した状態、又は随時閉鎖若しくは作動できる状態が維持されるよう、適切な維持・管理に努めていく。

## ■ 火気使用設備について

- ・ 監査結果の内容

瞬間式ガス湯沸器の直上のステンレス製の棚上に、木製のお盆などの可燃物が置かれている箇所があった。

湯沸器の設置時には可燃物との一定の距離（以下「隔離距離」という。）は確保されていたものが、建物を使用するうちに、知らないで可燃物を置いているなど、湯沸器との隔離距離が無い施設がいくつか見られた。火災は、このようなことから発生することも考えられるため、施設管理者は常に注意を払って危険を未然に防ぐことに努められたい。

- ・ 講じた措置の概要

瞬間式ガス湯沸器の直上の棚上に置かれていた木製のお盆などの可燃物の撤去を行った。

また、湯沸器の設置時には隔離距離を確保するよう周知徹底した。

## ■ 定期点検について

- ・ 監査結果の内容

区では建築基準法第 12 条第 2 項に基づく定期点検について、総務部施設課が一括して実施している。

また、この点検結果は、「建築物保全業務支援システム」で各所管部局が確認できる仕組みになっている。

同時に施設課が開催する「施設の保全に関する研修会」においても、各所管部局に対して点検結果について説明を行っている。

しかし、約 7 割の施設管理者がその結果を見ていない状況であった。

その理由は、各所管部局が施設管理者に結果を報告していないことなどが考えら

れる。

点検結果は、建物や設備の劣化状況を知るうえで重要な資料である。

この点検結果からわかる劣化状況に対し、早急な対応を取ることで建物などの安全性を高めることができる。

区はこの点検結果を十分に活用できるような体制を構築し、建物の安全性を高めることができるよう適切に取り組まれない。

#### ・講じた措置の概要

定期点検の結果を活用できるよう、定期点検後速やかに点検業者から施設管理者に「定期点検結果連絡票」を通知することとし、施設管理者が定期点検の内容を把握できるよう改善した。また、定期点検で発見された改善すべき事項について、早急に対応を図るよう、各所管部局に対して対応処理の報告を求めることとし、改善が完了していない場合は継続的に状況報告を求めることとした。

さらに、「施設保全推進協議会」及び「施設の保全に関する研修会」において、各所管部局に対して、定期点検の結果を「建築物保全業務支援システム」で確認できることを改めて周知するとともに、改善すべき事項については、施設管理者と連携を図り、早急に対応を図るよう徹底した。

今後とも、建物の安全性を高めていくため、維持・管理・保全が適切に行えるような取組みを徹底していくとともに、改善すべき事項については、早急な対応を図っていく。



27 新教教管第 1044 号  
平成 27 年 9 月 11 日

新宿区監査委員 山 岸 美佐子 様  
同 猿 橋 敏 雄 様  
同 岩 田 一 喜 様  
同 中 村 真 一 様

新宿区教育委員会  
委員長 羽原 清雅



行政監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 26 年 9 月 11 日付け 26 新監査第 312 号による「平成 26 年度行政監査（建物の保守・点検について）の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。



監査結果に基づき教育委員会が措置を講じた事項

監査結果報告書の種別	26.9 行政監査（建物の保守・点検について）結果報告書
監査結果（個別意見）	
<p>1 非常照明について</p> <p>非常照明については、全体の約6割の建物で不具合があった。</p> <p>非常照明は、火災や地震などの非常時に、最も大切な人の命を守り、安全に避難させるためのものである。</p> <p>災害はいつ起きるかわからないことを考慮すると、早急に対応されることを望むものである。</p> <p>今後は定期点検結果などを参考にし、常に非常照明の機能の維持を図られたい。</p> <p>2 消防用設備について</p> <p>消防用設備等については、8建物で改善策が取られていなかった。</p> <p>消防用設備等は火災時に、それぞれの役目に応じて人命を助けるものであることから、不良が発見された場合は速やかに対応することが必要である。</p> <p>火災はいつ起きるかわからないことを考慮すると、早急に対応されることを望むものである。</p> <p>3 防火戸について</p> <p>防火戸については、該当する26建物のうち約6割の建物で防火戸の閉鎖ができなかった。</p> <p>防火戸は火災が発生した際に火災や煙が他の階に及ばないように設置されたものであり、人命を守る重要な設備であることを理解して適正な管理に努められたい。</p>	
講じた措置の内容（改善措置を検討中の場合はその旨を記載して下さい。）	
<p>1 非常照明について</p> <p>不点灯の不具合については、管球交換及びバッテリー交換を早急を実施し、正常な機能が維持できる状態へ改修した。</p> <p>省エネ対策により取外していた照明ランプについては、管球の再取付けを実施し、常時点灯するよう改善した。</p> <p>また、行政監査の対象となった施設以外の区施設についての不具合も、同様の対応を行った。</p> <p>2 消防設備等について</p> <p>消火栓内の汚れについては、早急に清掃を実施し、改善した。</p> <p>ポンプ室内に置いていた可燃物については、早急に可燃物を移動し、緊急時にも素早く対応ができる状態へ改善した。</p>	

誘導灯の点検不可については、点検用ヒモを取り付け、常時点検が可能な状態へ改善した。

### 3 防火戸について

防火戸の閉鎖不良については、扉を止めていたくさびの撤去を早急に行い、正常に動作できる状態へ改善した。

今回、指摘された不具合のみならず、改善すべき事項については、早急な対応をするなど、今後とも、安心・安全な施設の維持管理が適切に行えるような取組みを徹底していく。